

第10回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和5年2月8日（水）

農村環境改善センター 農事研修室

第10回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年2月8日（水）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 鵜澤英夫

4、出席委員（17名）

| | | | |
|-----|---------------|-----|----------|
| 1番 | 平賀久雄 | 2番 | 齊藤義信 |
| 3番 | 小川一成 | 4番 | 宍倉喜八郎 |
| 5番 | 川寄篤之 | 6番 | 増田健二 |
| 7番 | 平賀武 | 8番 | 加藤岡一弘 |
| 9番 | 内山充弘（会長職務代理者） | 10番 | 中村和敏 |
| 11番 | 川嶋一美 | 12番 | 板倉小百合 |
| 13番 | 内海亮一 | 14番 | 梅原英男 |
| 15番 | 齋藤重幸 | 16番 | 鵜澤英夫（会長） |
| 17番 | 今関喜明 | | |

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1～3)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1)

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)

第6 議案第4号 大網白里農業振興地域整備計画の変更（随時変更）について

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1～4)

第8 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
(整理番号1)

第9 報告第3号 軽微な農地改良の届出について

(整理番号1～2)

第10 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1～7)

7、農業委員会事務局職員

| | | | |
|------|------|------|------|
| 事務局長 | 米倉正美 | 副主幹 | 石井勇 |
| 主査 | 千葉利憲 | 主任書記 | 戸田久子 |

◎開会

○議長 ただいまより、第10回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので、第10回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後 3時01分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、川㟢篤之委員及び増田健二委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～3）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案第1号、整理番号1から3について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は永田字谷中、地目、畠の1筆、面積423平方メートルを売買により所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧いただきまして、真ん中のやや下付近に1-1と示す箇所でございます。

申請内容の詳細につきましては、別添の詳細資料の1ページから4ページまでになります。

次に、整理番号2、申請地は北横川字新堀、字押廻、地目、田の2筆、合計面積5,895平

方メートル及び地目、畠の2筆、合計面積1,420平方メートルを売買により所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためでございます。

申請位置につきましては、別添資料の図面の②をご覧いただきまして、真ん中のやや下付近に2つに点在いたしまして、1-2と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料の5ページから15ページまでとなります。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は北横川字上海道、字下海道、字宮崎、字上沼、地目、田の5筆、合計面積は1万1,283平方メートルを売買により所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧いただきまして、真ん中のやや下付近に4つに点在いたしまして、1-3と示す箇所でございます。

申請内容の詳細につきましては、別添の詳細資料の16ページから23ページまでになります。

なお、整理番号1から3の権利者の農業従事日数及び農業機械の保有状況のほか、経営面積は所定面積以上であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1から2の案件につきましては、一括して平賀武委員、お願いいいたします。

○平賀（武）委員 それでは、議案第1号、整理番号1、それから整理番号2、併せて調査報告をいたします。

内容は事務局説明のとおりでございます。

整理番号1につきましては、2月4日、内海委員、菅谷委員と私の3人で権利者宅を訪問し、話を伺いました。また、義務者は遠方の住まいのため、電話で話を伺いました。

義務者は、権利者のおばさんに当たるということとして、義務者は高齢のため耕作できなくなりましたということでした。処分をしたいと思っておりましたが、身内で購入してくれるということではなくとしたというふうにおっしゃっておりました。申請書のとおり間違いが

ないので、よろしくお願ひしますということです。権利者は、申請地が自宅から近いため耕作しやすいので、落花生あるいはサツマイモなどを作付したいということでございました。

問題はないと思いますので、慎重審議よろしくお願ひいたします。

整理番号2について、併せて説明をさせていただきます。

2月5日、菅谷委員と私の2名で、権利者の事務所で話を伺いました。

義務者は、権利者主催の定期コンサートに時々訪れていて権利者の仕事の内容が分かっているため、母屋、あるいは宅地の購入をしてもらったそうです。そのとき、田んぼ、あるいは畑の購入ももらいたいと申し出たそうです。権利者は農業を大事にしているということもありますし、購入することにして今回の申請に至ったわけだそうでございます。権利者は、田んぼには稻を、畑にはソバを作付し、権利者の経営するレストランで使用したいということでございました。

それから、義務者宅にも伺い、話を聞きました。義務者は、私は農業はしたことがないのとのことです。したがって、何かの形で区切りをつけておきたいということで、このような申請になったということでございます。申請書のとおり間違いはありませんので、よろしくお願ひしたいということでございました。

権利者は農業機械もそろっており、特に問題はないと思いますが、皆様方の慎重なる審議、よろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、川崎篤之委員、お願ひします。

○川崎委員 それでは、議案第1号、整理番号3の調査報告をいたします。

申請内容は事務局説明のとおりです。

調査に当たりましては、2月1日に関本委員とで権利者宅にて話を聞きました。申請内容に間違いないとのことでした。義務者は、2月3日に電話にて話を聞きました。前々から耕作はしておらず、子どもは独立をして跡を継がないそうです。農地のある地区での行事にも参加できなくなり、前から耕作をしていただいている権利者に売買の話を持っていったそうです。権利者は、13年前から耕作をしており、家からも近いことから話がまとまり、本申請に至ったそうです。申請地の周りは水田地帯であり、問題はないと思われます。

権利者は機械も労働力もそろっており、特に問題はないと思いますが、慎重審議よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより、整理番号1から3について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて、議案第1号の整理番号1から3に対する質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することに決定をいたします。

次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可することに決定をいたします。

◎議案第2号（整理番号1）

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案第2号、整理番号1について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は駒込字前田、地目、畠の1筆、面積595平方メートルのうち334.82

平方メートルを貸借により使用貸借権を設定し、専用住宅用地に転用しようとするものでございます。

なお、地目、宅地部分を含めた計画でございまして、全体の面積は487.9平方メートルでございます。

権利者及び義務者は議案書のとおりでございます。

計画位置は、別添資料の図面の①をご覧いただきまして、真ん中付近に2-1と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料の24ページから33ページまででございます。

計画の概要は、木造平屋建ての専用住宅が1棟、建築面積は157.71平方メートルでございます。

事業を行う理由といたしましては、家族が増えて、現在のアパート住まいが手狭になったことや、両親の住居に近くなることで双方が協力しやすく、安心して生活できるために計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することはできない農地になりますが、例外的な許可要件でございます、住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資先発行の住宅ローン事前相談に関するお知らせの写しが添付されており、実現性に支障がないものと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認いたしましたところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、敷地内は整地のみを行い、建築物は平屋建ての計画でありますことから、日照や通風に影響がないものと考えられます。

また、土留めは設置しない計画でありますが、隣接する農地との高低差が少ないため、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じるおそれにつきましては、雑排水は合併浄化

槽を経由し、雨水は雨水枠を排水管に接続して、申請地の反対側にあります市道の側溝へ放流する計画であり、排水同意を当該土地改良区から受けております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号の1の案件につきましては、平賀武委員、お願いいたします。

○平賀（武）委員 それでは、議案第2号、整理番号1について調査報告を申し上げます。

内容は事務局説明のとおりでございます。

2月4日、内海委員と菅谷委員と私の3名で義務者宅を訪問し、権利者も同席して話を伺いました。

権利者が建設を予定している土地の一部が農地のため、これを専用住宅用地に転用したいという申請でございます。権利者は、現在アパート住まいですが、家族も増え手狭になり、新築を計画しましたということです。求める土地は、生活環境が整っていて利便性もあり、住宅用地として最適と判断したということでございました。その土地は両親が住んでいる近くで、双方協力しやすくなり、安心して生活できますということでございました。

問題はないと思いますが、皆様の慎重な審議よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1についての質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて、議案第2号、整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第2号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号（利用権設定）

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、本日ご審議いただく整理番号15の案件は、板倉小百合委員が大網白里市農業委員会會議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には退室していただることになります。

つきましては、先行して整理番号1から14の案件の審議をお願いいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしとの声がありましたので、異議なしと認め、事務局から議案第3号、整理番号1から14について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の5ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は9人、利用権の設定をする者は15人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が50筆で面積3万7,280.07平方メートル、畠が12筆で面積2万1,303平方メートル、田と畠の合計面積は5万8,583.07平方メートルでございます。

次に、議案書の6ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別及び件数は、新規が5件、更新が10件の合計15件でございます。

整理番号1から14の所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明をさせていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでござります。

整理番号1、大網及び富田、田が6筆、4,064平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新。

整理番号2、大網、田が13筆、4,105.07平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

整理番号3、大網及び富田、田が7筆、7,053平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新。

整理番号4、四天木、畑が1筆、1,679平方メートル、10年、金納、10アール当たり5,000円、新規。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

整理番号5、細草、畑が2筆、4,132平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、新規。

整理番号6、細草、畑が1筆、1,147平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、新規。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

整理番号7、北今泉、畑が4筆、5,809平方メートル、10年、金納、10アール当たり5,000円、新規。

整理番号8、細草、畑が3筆、7,211平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、更新。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

整理番号9、永田、田が1筆、525平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新。

整理番号10、永田、田が1筆、396平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

整理番号11、永田、田が3筆、1,049平方メートル、10年、物納、10アール当たり米60キ

ログラムと水利費、新規。

整理番号12、南飯塚、田が8筆、7,545平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

整理番号13、富田、田が1筆、282平方メートル、1年、金納、全面積で1,000円、更新。

整理番号14、四天木、田が2筆、3,401平方メートル、畑が1筆、1,325平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新。

なお、整理番号1から14の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件につきましては、調査報告を省略させていただきます。

それでは、整理番号4から7の案件につきましては、一括して、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 それでは、整理番号4、5、6は借受人が同一のため、一括して調査報告を申し上げます。

理由としては事務局説明のとおりです。

調査は、借受人には2月6日、市東委員と話を伺いました。また、貸付人には電話での確認をいたしました。双方ともに申請に間違いないとのことでした。

整理番号4につきましては、貸付人から、近くを耕作していたので、その相手方から耕作の依頼を受けたそうです。

また、整理番号5、6につきましては、知人を介して耕作の依頼を受けたそうです。

借受人は大規模に畑を耕作しており、また規模拡大中のこともあります、今回の申請に至ったとのことです。

施設、機械も整っており、特に問題はないと思いますが、皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号11について、平賀武委員、お願ひいたします。

○平賀（武）委員 農地利用集積計画、整理番号11について調査報告を申し上げます。

内容は事務局説明のとおりでございますが、2月5日、武田推進委員と私の2名で、貸付人、借受人同席の下で話を伺いました。

貸付人は、昨年まで耕作してくれた人が耕作できなくなったため、今年から利用権を設定し、借受人に耕作を委託したいとのことです。申請の内容には間違いないということでございます。

借受人は、農機具は全て整っており、特に問題はないと思いますが、皆様方の慎重な審議、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から14について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて、整理番号1から14に対する質疑を終結いたします。

次の整理番号15の案件について、板倉小百合委員は議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

（板倉小百合委員 退室）

○議長 事務局から議案第3号、整理番号15について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、ご説明申し上げます。

議案書の14ページをご覧ください。

整理番号15の所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定面積、対価の支払い、契約種別の順に説明をさせていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでござります。

整理番号15、細草、田が8筆、8,860平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新。

なお、整理番号15の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、更新契約の利用権設定案件のため、調査報告を省略させていただきます。

これより、整理番号15について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて、整理番号15に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から15について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から15について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から15の案件は原案のとおり承認することを決定いたします。

ここで、板倉小百合委員を入室させてください。

(板倉小百合委員 入室)

◎議案第4号

○議長 次に、日程第6、議案第4号、大網白里農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

事務局から議案第4号の案件番号、除外1から除外4までについて説明をお願いいたします。

なお、説明に当たり、農業振興課職員の入室を認めます。

(農業振興課職員 入室)

○事務局 それでは、ご説明申し上げます。

議案書の15ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案は、農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更の隨時変更につきまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められているものでございます。

詳細につきましては、農業振興課から説明をさせていただきます。

○農業振興課 農業振興課農政班の鵜澤と申します。

私が農業振興地域整備計画の変更（随时変更）の除外の各案件についてご説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

最初に、議案書の16ページをご覧ください。

今回の意見照会している案件につきましては4案件、事業計画は全て重要変更で、農用地からの除外となります。

それでは、最初に除外1についてご説明申し上げます。

議案書の17ページ、参考資料につきましては1ページ、2ページをご覧ください。

事業計画地は、金谷郷字越谷台の2筆、合計面積は225.76平米で、このうち1番上の事業計画地の1筆、面積が110平方メートルが農用地になります。

事業計画者は議案書のとおりでございます。

現在、事業計画者はグラウンドゴルフ場の経営を行っておりますが、グラウンドゴルフ場の来場者の駐車場として5台から6台のスペースを確保しています。しかし、来場者の高齢化に伴い、車両1台に1人、または夫婦での来場が増えているため、駐車場が不足しています。このことから、利用者の安全性を考慮し、道路横断がない事業計画地である農用地を除外し、隣接する雑種地、赤道を含めて駐車場とする計画になります。

事業計画地の位置は、参考資料の3ページをご覧ください。

こちらの地図で中央の右下部分、グラウンドゴルフコースと記載された場所の下側、丸で囲まれた場所が事業計画地となります。

除外位置の土地利用計画は、参考資料の6ページになります。

除外1の説明は以上でございます。

次に、除外2についてご説明申し上げます。

議案書の18ページ、参考資料の8ページ、9ページをご覧ください。

事業計画地は、上貝塚字東前、面積は1,622平方メートルとなります。

事業計画者は議案書のとおりでございます。

事業計画地は、上貝塚の市街化区域に近接し、ライフラインや道路が整備されていること、小学校等の公共施設も近く、周辺の住環境が整っていることから、事業計画地である農用地を除外し、建売住宅用地とする計画になります。

事業計画地の位置は、参考資料の10ページをご覧ください。

こちらの地図、中央のやや上、太線の四角で囲まれた箇所でございます。

土地利用計画や建築する住宅の平面図、立面図は、参考資料の12ページから17ページまでになります。

除外2の説明は以上でございます。

次に、除外3についてご説明申し上げます。

議案書の19ページ、参考資料の19ページから23ページをご覧ください。

事業計画地は、上貝塚字上川名郷の5筆、合計面積は1,653平方メートル、全て農用地になります。

事業計画者は議案書のとおりでございます。

事業計画地は、上貝塚の市街化区域に近接し、ライフラインや道路が整備されていること、小学校等の公共施設も近く、周辺の住環境が整っていることから、事業計画地である農用地を除外し、建売住宅用地とする計画になります。

事業計画地の位置は、参考資料の24ページをご覧ください。

こちらの地図の中央のやや上、太線の四角で囲まれた箇所でございます。

土地利用計画や建築する住宅の平面図、立面図は、参考資料の26ページから30ページまでになります。

除外3の説明は以上でございます。

なお、除外2の土地、除外3の土地の一部につきましては、令和3年5月にも変更願が提出されており、令和3年7月に農業委員会に意見を照会しております。

この2案件につきましては、関係機関への意見の照会を千葉県と事前協議を行っておりましたが、その結果、不同意となったことから、市としても農業振興地域整備計画の変更をせず、その旨を事業計画者にも通知しております。

今回は、2案件とも事業計画者が変わっていること、除外3につきましては、事業計画地となる農地と面積、事業計画も変わっていることから、改めて意見を照会するものです。

次に、除外4についてご説明申し上げます。

議案書の20ページ、21ページ、参考資料につきましては32ページから48ページをご覧くだ

さい。

事業計画地は、経田字下ノ前、ほか37筆、合計面積は4万3,564.99平方メートルになります。このうち、経田字梨子ノ木、20筆、2万6,883平米が農用地になります。

事業計画者は議案書のとおりでございます。

事業計画地は、本市の中心部であり、国道128号沿いであること、分庁舎等の公共施設も近く、複合商業施設として立地要件がよいことから、事業計画地である農用地を除外し、隣接する農地も含めて複合商業施設とする計画になっております。

事業計画地の位置は、参考資料の51ページ、A3の資料をご覧ください。

こちらの地図の太線で囲まれた箇所が除外する農用地になります。

土地利用計画や建築する店舗の平面図と面積、必要とする駐車台数の算出根拠は、参考資料の52ページから55ページまでになります。

議案第4号の各案件の説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局及び担当課より説明がありましたが、本案については農地部会において現地調査を行っております。

内海農地部会長から調査報告をお願いいたします。

○内海委員 それでは、ご報告いたします。

去る2月3日、農村環境改善センター農事研修室において農地部会会議を開催し、先ほど農業振興課からの説明がありましたとおり、同様の説明を受けたところでございます。会議当日は、概要説明、質疑応答の後に現地調査を行い、各案件について農地部会の意見を決定いたしました。

議案書の22ページから25ページまでが農業振興地域整備計画の変更（随時変更）に係る除外4案件の意見表でございます。

それでは、農地部会の意見について、案件ごとに報告させていただきます。

議案書の22ページをご覧ください。

初めに、案件番号、除外1における場所、地目、面積及び当該計画に係る事業の概要は、記載のとおりでございます。

3つの項目について意見を求められております。1項目め、農用地の集団化に支障があるか、2項目め、農作業の効率に支障があるか、3項目め、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障があるかということでございます。

この案件は、季美の森地区に近接し、県道、市道、赤道のほか、雑種地に囲まれております。

す。

参考資料の1ページと2ページをご覧ください。

1ページ目の下に事業計画、2ページに農業用地地域に事業計画地を選定した理由及び選定の経緯が記載されているとおり、願い出者における事業所の駐車場が不足していることに加えて、事業所と事業計画地の間にあります赤道の用途廃止にめどがついたことにより計画されたものであります。今回、農振農用地から除外された場合の農地区分は、第2種農地に該当するものと考えられます。

このようなことから、1項目めから3項目めまで、なしと決定いたしました。また、その他の意見につきましても、なしと決定いたしました。

次に、議案書の23ページをご覧ください。

案件番号、除外2における場所、地目、面積及び当該計画に係る事業の概要は、記載のとおりでございます。

3項目めにつきましては、除外1と同じ内容でありますことから、説明を省略いたします。この案件は、東側と南側が上貝塚の住宅地に隣接し、既に農地以外の地目となっております。

参考資料の8ページと9ページをご覧ください。

8ページの中ほどに事業計画、9ページに農用地区域に事業計画地を選定した理由及び選定の経緯が記載されているとおり、願い出者において、市街化区域に至近して公共施設からも近いことから、建売住宅用地として計画されたものであります。

そのようなことから、意見表の1項目めから3項目めまでは、なしと決定いたしました。また、その他の意見につきましても、なしと決定いたしました。

次に、議案書の24ページをご覧ください。

案件番号、除外3における場所、地目、面積及び当該計画に係る事業の概要は、記載のとおりでございます。

3項目につきましては、除外1と同じ内容でありますことから、説明を省略いたします。この案件は、東側と西側が上貝塚の住宅地に囲まれております。

参考資料の19ページから23ページをご覧ください。

19ページの中ほどに事業計画、20ページから23ページまでに農用地区域に事業計画地を選定した理由及び選定の経緯に記載されているとおり、願い出者において、市街化区域に至近で公共施設からも近いことから、建売住宅用地として計画されたものであります。今回、農

振農用地から除外された場合の農地区分は、第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することはできない農地であります。例外的な許可要件であります住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと考えられます。

このようなことから、意見表の1項目めから3項目めまでは、なしと決定いたしました。

また、その意見につきましても、なしと決定いたしました。

次に、議案書の25ページをご覧ください。

案件番号、除外4における場所、地目、面積及び当該計画に係る事業の概要は、記載のとおりでございます。

3項目につきましては、除外1と同じ内容でありますことから、説明を省略いたします。

この案件は、北側にドラッグストア、西側に国道128号、東側に消防署や富田地区的住宅地に接しております。

参考資料の32ページから48ページまでをご覧ください。

47ページに事業計画、48ページに農用地区域に事業計画を選定した理由及び選定の経緯が記載されているとおり、願い出者において、市の中心部に位置し、公共施設や住宅が近隣にあり、国道沿いにあることから、店舗用地として計画されたものであります。今回、農振農用地から除外された場合の農地区分は、第2種農地に該当すると考えられます。

このようなことから、意見表の1項目めから3項目めまでは、なしと決定いたしました。

また、その他の意見につきましても、なしと決定いたしました。

農地部会からの報告は以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第4号、案件番号、除外1から除外4までについてを一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて、議案第4号に対する質疑を終結し、案件番号、除外1から除外4までについて、順次採決いたします。

ここで、農業振興課の職員の皆様には退室していただきます。農業振興課の職員の皆様、ありがとうございました。

(農業振興課職員 退室)

○議長 それでは、議案第4号、案件番号、除外1について、農地部会長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、案件番号、除外1は、農地部会長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、案件番号、除外2について、農地部会長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、案件番号、除外2は、農地部会長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、案件番号、除外3について、農地部会長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、案件番号の除外3は、農地部会長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、案件番号、除外4について、農地部会長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、案件番号、除外4は、農地部会長報告のとおり決定いたしました。

◎報告第1号～報告第4号

○議長 続きまして、日程第7、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第8、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、日程第9、報告第3号、軽微な農地改良の届出について、日程第10、報告第4号、農地の転用事実に関する照会についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 初めに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書の26ページから28ページまでをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は4件でございます。

各農地の所在地及び届出者は議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので、受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の29ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知は1件でございます。

農地の所在地及び賃借人、賃貸人は議案書に記載のとおりであり、賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

提出書類は調っておりますので、受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の30ページをご覧ください。

軽微な土地改良の届出は2件でございます。

各土地の所在地、所有者につきましては議案書に記載のとおりでございまして、農地を盛土後、自ら耕作しようとするものでございます。

届出書類は調っておりますので、受理をいたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

議案書の31ページから34ページまでをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は7件でございます。

法務局から照会のありました各農地の所在地及び申請者は議案書に記載のとおりであり、現地について農業委員及び推進委員と確認をいたしました。

法務局には、表の右から4列目になります現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第4号の説明がありましたが、ご質問、ご意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第7から日程第10の報告事項を終了いたします。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等がありましたら、各委員、または事務局からお願ひいたします。

○事務局 それでは、1点、事務局から連絡事項がございます。

農業委員、推進委員の皆様のお手元にお配りしておりますA4判の令和4年度農業委員会役員会、総会予定表でございます。

昨年7月にお配りした時点では、4月総会の日にち及び会場が未定でございましたが、総会の日にちは4月7日金曜日、会場は保健文化センター3階、視聴覚室に決まりました。

なお、開始時間につきましては、総会直近の役員会で決まりますことから、調査依頼、もしくは出席依頼の文書によりお知らせいたします。

以上でございます。

○議長 ただいま、事務局からの連絡事項についてご質問、ご意見がありましたら挙手をお願いいたします。

(「ないです。」と呼ぶ者あり)

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉会

○議長 ほかにないようでございますので、以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これにて、第10回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

ありがとうございました。

(午後 4時07分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年2月8日

農業委員会長

鶴澤英太

署名委員

川崎尊之

署名委員

鳩田健二